

# 審査基準や審査体制の枠組みについて

一般社団法人日本エレベーター協会

## 課題

- ・ 審査基準や審査体制の枠組みについては、海外の制度との整合性なども見据えつつ、長期的戦略の観点からも議論すべき。

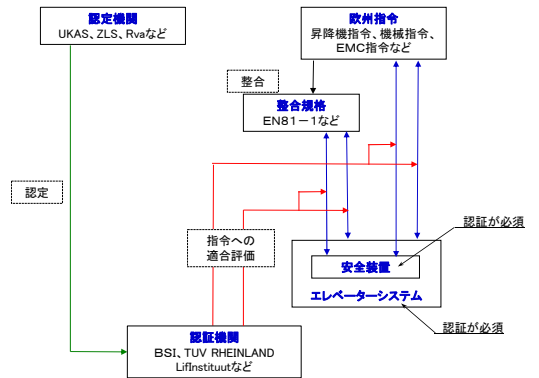
### 1. 海外の第三者認定の実情

#### (1) 第三者認定の体制

日本の認定制度の検討に当たっては、海外の第三者認定制度との整合（将来の相互認証）を視野に入れる必要があると考える。

一例として欧州における、昇降機の認定の仕組みを平成 25 年建築基準整備促進事業 調査番号 P6 の報告書の関係資料から転記して示す。

欧米では、認定機関から認定を受けた認証機関が、製品の性能に関して、仕様規定への適合、又は性能規定への適合を評価する。仕様規定と性能規定とは法令との関連付けがなされている。なお、欧州では昇降機指令が法の位置付けであり、米国では各州政府が昇降機の準拠規格を指定している。



#### (2) 評価における判断基準

欧州では、ロープ式エレベーターの仕様規定である EN81-1 の附属書 F に、次の安全装置の型式認定の試験方法と判定基準とが記載されている。

乗り場ドア施錠装置、非常止装置、调速機、緩衝器、電子部品及び/又はプログラマブル電子システムを含む安全回路、上昇かご過速保護装置、戸開走行保護装置

また、認証機関が適合性を判断するために公開されている資料は、規格以外にはない。EN81-1 の仕様規定に合致していない場合には、昇降機指令の附属書 I の ESR（基本的な安全要求事項）に立ち戻り認証機関が適合性を判断している。

### 2. 通常の運行制御プログラムに係る海外事例の整理

欧米では、通常の運行制御プログラムと、安全装置に関するプログラムとを独立させる考えはない。

例えば、欧州の EN81-1 の例でみると、“通常の運行制御プログラム”や“安全装置に関するプログラムの定義付け、及びこれらを対象とした仕様を規定している箇条はない。

すなわち、安全な運行状態から逸脱したことを検知してエレベーターの運行を停止するという思想であり、運行制御にプログラムを使用しているか否かに関わらず、通常の運行制御状態から逸脱した場合に危険な状態にならないことと規定している。

例えば、電気的な故障の保護、制御について記載した箇条 14 では、規格に示した単一の電氣的故障がエレベーターの危険な動作の原因とならないことを求めている。

また、14.1.2（電気安全装置）の中の 14.1.2.1.1（電気安全装置の構成）では、附属書 A（電気安全装置の一覧）に記載された約 50 種の安全に関する検出装置が作動した時に、巻上機の動きを止めることを規定している。

### 3. エレベーターの J I S 制定の現状について

#### (1) I S O の動向

ロープ式エレベーターに関する I S O の規格構成は、次の①から③までようになっている。

- ①性能規定関連、②仕様規定関連、③適合性評価関連

この中の仕様規定について、次の計画で規格統合の動きが進んでいる。

期限	2014/12	-2017/12	-2020/12	2023 頃	2026 頃
活動内容	事前準備完了	EN81-20/50 と同一の ISO-X/Y を制定	ISO を改訂し EN/ISO-X/Y を制定	ISO の定期改訂及び地域規格の差異低減	規格の国際整合

#### (2) エレベーターの J I S の制定計画

ISO の仕様規定の審議が DIS (国際規格案) 段階となる 2017 年頃に、JIS 原案作成委員会を立ち上げ、ISO と整合する JIS 制定を目指す計画である。

以上